

札子施第126号
令和8年(2026年)6月22日

各施設(園)長様

札幌市子ども未来局支援制度担当部長

新たな防災気象情報の運用開始に伴う災害発生時等の臨時休園等に係る対応方針の改定について

平素より札幌市の児童福祉行政の推進につきまして、格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年に策定いたしました「災害対策基本法に基づく避難情報の発令等に伴う臨時休園等の対応方針」について、令和8年5月29日の新たな防災気象情報の運用開始に伴い、下記1のとおり内容を改定いたしました。

つきましては、施設の皆様におかれましても、本方針を踏まえ、改めて防災体制のご確認およびご検討をいただきますようお願いいたします。

また、保護者の皆様への周知(下記2)につきましても、特段のご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 主な改定内容(「災害発生時等の臨時休園等に係る対応方針」のとおり)

(1) 閉園・休園が可能な気象庁が発表する気象情報の追加

(変更前) 施設所在区内に「**特別警報**」が発表

(変更後) 施設所在区内に「**特別警報**」又は「**危険警報**」が発表

■特別警報の種類

- ・レベル5 氾濫特別警報
- ・レベル5 大雨特別警報
- ・レベル5 土砂災害特別警報
- ・レベル5 高潮特別警報
- ・大雪特別警報(従来と変更なし)
- ・暴風特別警報(従来と変更なし)
- ・暴風雪特別警報(従来と変更なし)
- ・波浪特別警報(従来と変更なし)

■危険警報の種類

- ・レベル4 氾濫危険警報
- ・レベル4 大雨危険警報
- ・レベル4 土砂災害危険警報
- ・レベル4 高潮危険警報

(2) 大雪時の閉園・休園について明記

大雪注意報・警報や公共交通機関の運休のみを理由とした閉園・休園は認められません。ただし、雪害による園舎の倒壊等により安全な保育の提供が不能であることが明らかな場合は、各施設の判断による閉園・休園を可能とします。

2 保護者への周知について

「災害発生時等の臨時休園等について」の配布等により、札幌市の対応方針を保護者の方へ周知いただくとともに、各施設における緊急時の対応等について保護者の方へご説明いただくようお願いいたします。

3 対応方針に示す災害等が発生した場合の対応について

(1) 施設における休園等の速やかな対応決定と保護者への連絡

避難計画等に基づき、施設における対応を決定の上、避難等を開始していただくとともに、保護者への速やかな連絡を行ってください。

(2) 子ども未来局への報告

(1)の対応終了後、速やかに「災害時情報共有システム」等により、被災状況の報告をお願いいたします。

(3) 避難情報等の解除後や地震発生時の対応

速やかに施設の安全点検を行うとともに、施設における対応を決定の上、その内容を保護者へ速やかに連絡してください。

また、子ども未来局にも「災害時情報共有システム」等により報告をお願いいたします。

4 避難確保計画の確認および修正について（作成対象施設のみ）

「避難確保計画作成支援システム」にてご提出いただいている計画について、今回の新たな防災気象情報の運用および対応方針の改定に伴い、防災気象情報や休園判断等のご確認と必要な修正をお願いいたします。

※現時点において、同システムの改修が完了していないため、システム内の雛形は従前の防災気象情報の名称表記のままとなっております。大変お手数ですが、システム改修までの間は、新たな防災気象情報の名称へと適宜読み替えてご対応いただきますようお願い申し上げます。

5 参考資料

参考資料として、内閣府作成のチラシ（避難情報のポイント）等を添付いたします。保護者の方への説明時などに適宜ご使用ください。

（担当：子ども未来局子育て支援部施設運営課運営一係 TEL211-2986）